

まだ全国病院薬剤師を代表する日病薬は誕生していない時代であり、病院に勤務する薬剤師の地位や待遇がどのようなものであるか、その実態調査のために全国に病院薬剤師の団体を設立する必要に迫られ、各都道府県に対し病薬の設置を呼びかけた。

また、都病薬不破龍登代会長は、日薬役員と帯同して人事院、厚生省に陳情を繰り返した。その努力の結果、ようやく人事院では薬剤師を医療職の職階に入れることを認めたという。医療法第1条に医療の担い手として薬剤師も明記されるに至った21世紀の現在から振り返ると信じがたい話ではある。

昭和28年

全国病院薬剤師協会連絡会議で設立を決議

4月6～9日、東京大学構内で第6回日本薬学大会が開催された。その薬学大会のプログラムの1つとして、全国薬剤部長会議（現在の病院薬局協議会の前身）が9日に開催されている。参加者は1,800名。その全員が病院薬剤師であり、当時としては驚くべき参加数といえる。

それに先立つ4月6日正午より、東大構内の好仁会において全国病院薬剤師協会連絡会議が開催されている。出席者は、北海道1、栃木県5、東京都19、千葉県4、神奈川県5、新潟県2、石川県2、静岡県1、岐阜県1、愛知県3、京都府3、兵庫県5、大阪府8、岡山県3、徳島県1、愛媛県1、福岡県5、長崎県2、熊本県2、以上合計73名と記録されている。会長は都病薬不破龍登

代会長で、日薬の下に病薬を発展させること、地方薬剤師協会のなかに病院部会を設置させること等が協議されたことが記録されている。また、人事院に対して、国家公務員薬剤師待遇改善を要望するにしても、都病薬の立場では、東京都知事を介して人事院総裁に上申するという手続きを経なければならないという状況から、直接人事院等と折衝できるように全国病院薬剤師を代表する組織として日病薬を設立する必要性が論議され、ここに日病薬誕生の胎動が感じられるのである。

昭和29年

医薬分業法成立

5月、国会本会議において、紆余曲折を経て医薬分業法が附帯決議とともに可決され成立している。附帯決議には、(1)医薬分業の実施に伴う適正な医療体系及びそれが国民の医療費負担、社会保険経済に及ぼす影響、その他医薬分業の実施に関する諸条件を検討し、その結果を9月中に国会に報告すること、(2)医薬分業の実施によって国民に対する医療内容の向上及び保健福祉の増進に寄与すべき諸条件の整備に努むべきこと、と記されている。また、6月1日には医療審議会設置法案が可決され成立している。この2つの法案成立は、当時、70年に及ぶ薬剤師の歴史に新たな時代が到来したと位置づけられている。その新たな時代の幕開けに臨み、病院薬剤師は、今後病院薬局は如何にあるべきか、を大きな課題として担うことになった。

日病薬誕生

昭和30年

日本病院薬剤師連合協会設立総会開催

4月6日、東京神田駿河台・山の上ホテルにおいて日本病院薬剤師連合協会設立総会が開催され、満場一致で設立が可決され、初代会長として不破龍登代氏（三薬病院薬局長）を選出した。不破会長は「本会は我が国における病院勤務薬剤師に緊急事態が発生した時に活動し得る態勢を整えておくこと、また我々は日本薬剤師協会の構成員でもあり、日薬と切り離して一組織とするという野心は毛頭ない、従って日薬の理事会に日本病院薬剤師連合協会を設立したことを報告し、理解を求めたところもちろん異議なく承認された。今後、会の浮沈は役員ば

かりの責任ではなく、むしろ会員諸賢の熱意にある」と挨拶している。

設立当時の会則（定款）および役員は次の通り、会員数は3,789名、会費20円（当時のたばこピース1箱と同額）であった。

かくして日病薬の前身日本病院薬剤師協会は誕生した。しかし、その会則第1条には「本会は日本病院薬剤師協会と云い日本薬剤師協会に属する」と謳われている通り、日病薬は日薬に属する団体として創立されている。本会が完全に独立した団体としてその地位を確立するのは、さらにその後16年を経て、昭和46年7月、社団法人日本病院薬剤師会として認可される日を待たねばならないのである。



■日本病院薬剤師協会会則（定款）■

第1章 名称と事務所

第1条 本会は日本病院薬剤師協会と云い日本薬剤師協会に属する

第2条 本会は事務所を東京都中央区銀座6の4 交詢ビル日本薬剤師協会内に置く

第2章 目的及び事業

第3条 本会は全国都道府県病院薬剤師協会の連絡を図り、会員の向上発展を期し、以て国民の保健衛生に寄与することを目的とする

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

1. 病院・診療所等の薬局（以下病院薬局という）の設備運営の改善向上に関する調査研究
2. 病院・薬局勤務者の教育・指導・待遇等に関し、必要な事項
3. 病院・薬局に関する法規の研究調査
4. 関係諸団体・諸官庁との連絡協議に関すること
5. 海外同志諸団体との連絡に関すること
6. 病院薬局に関係ある学術研究会等の開催
7. 機関誌その他刊行物の発行
8. 病院薬局業務の弘報活動
9. その他本会の目的達成のため必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は各都道府県病院薬剤師協会会員を以てする

第4章 役員及び職員

第6条 本会に下の役員を置く

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 若干名（内常任6名）
- 監事 2名

第7条（役員の仕事）

1. 会長は、本会を代表し会務を統理する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する
3. 理事は、理事会を組織して会務の執行に関し、会長及び副会長を補佐し、会務を行う
4. 監事は、会計を監査する

第8条（役員を選出）

1. 理事は都道府県病院薬剤師協会の推薦したものを以て当てる
2. 会長・副会長及び常任理事は理事の互選とする
3. 監事は理事会に於いて理事外より選出する

第9条

1. 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない
2. 補欠により就任した役員は前任者の任期の残任期間とする
3. 役員は、任期満了後も後任者の就任する迄はその職務を行う
4. この会に事務処理上必要な事務員をおく
5. 職員の任免は理事会に諮つて会長がこれを行う

第5章 会議

第10条（会議の種類）

会議は各都道府県の代表者1名づつよりなる総会・理事会・常任理事会の3種とする

1. 総会は薬学大会期間中にこれを開催する。但し必要に応じ臨時に開催することがある
2. 理事会及び常任理事会は、会長が必要と認めたときには随時開催する
3. 監事は理事会及び常任理事会に出席して発言することが出来る

第6章 経費及び収入

第11条 本会の経費は負担金及びその他の収入を以てこれにあてる

第12条 負担金は総会の決議により賦課する

第13条 既納の負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない

第7章 事業年度

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終る

第8章 定款の変更

第15条 この定款は総会の同意を経て変更することが出来る

附則

本規程は昭和30年5月27日（日本薬剤師協会理事会承認可決）よりこれを施行する

■日本病院薬剤師協会役員(敬称略)■

会長	不破龍登代	三楽病院薬局長	関東	
副会長	櫻井 喜一	横浜市立大学医学部附属病院薬局長	関東	
	青木 大	大阪大学医学部附属病院薬局長	関西	
常任理事	野上 壽	東京大学医学部附属病院薬局長	関東	
	宮崎 順一	東京通信病院薬局長	関東	
	海野 慶夫	慶應義塾大学病院薬局長	関東	
	山田 光次	日本医療団中央病院薬局長	関東	
	小野養之助	東京都立広尾病院薬局長	関東	
理事	山本 恒夫	国立国府台病院薬局長	関東	
	林 平三郎	北海道大学医学部附属病院薬局長	北海道	
	高瀬 豊吉	東北大学医学部附属病院薬局長	東北	
	岡崎 寛蔵	新潟大学医学部附属病院薬局長	甲信越	
	田邊 普	金沢大学医学部附属病院薬局長	北陸	
	氣多 信雄	静岡赤十字病院薬剤科長	東海	
	吉田 嶋介	名古屋市立大学病院薬局長	東海	
	梅田 良三	京都府立医科大学病院薬局長	関西	
	前田 謙一	岡山大学医学部附属病院薬局長	中国	
	松村 久吉	九州大学医学部附属病院薬局長	九州	
	田中 義雄	熊本大学医学部附属病院薬局長	九州	
	松浦 博	徳島大学医学部附属病院薬局長	四国	
	監事	福澤 壽	千葉大学医学部附属病院薬局長	関東
		掛見喜一郎	京都大学医学部附属病院薬局長	関西

■地方病院薬剤師会の設立状況■

昭和23年当時、各都道府県における病院薬剤師協会は、東京、岐阜、愛知、兵庫、佐賀、宮崎、鹿児島のみであった。全国病院薬剤師部長会議では日本病院薬剤師協会設立の呼びかけに応じて、下記のように、準備のできた地方から次々に設立されていった。

設立年	都道府県病院薬剤師協会名
昭和23	東京、岐阜、愛知、兵庫、佐賀、宮崎、鹿児島
昭和24	宮城、神奈川
昭和25	栃木、山梨、富山、島根
昭和26	千葉、広島
昭和27	静岡、滋賀、京都
昭和28	福島、埼玉、新潟、三重、岡山、長崎、熊本
昭和29	山口、徳島、香川、高知
昭和30	北海道、青森、岩手、山形、茨城、群馬、石川、福井、大阪、奈良、和歌山、鳥取、愛媛、福岡、大分
昭和33	秋田
昭和34	長野
昭和45	沖縄

揺籃期

昭和30年、日本病院薬剤師協会は設立されたが、会誌もいまだ発行されておらず、設立以後の活動状況についてはほとんど記録がない。かすかに垣間見ることができるのは、不破龍登代初代会長が会長を併任されていた東京都病院薬剤師協会の「東京都病院薬剤師協会たより」に日病薬に関する記事が散見される程度である。その第14号に「日本病院薬剤師連合協会設立にあたって」という次のような不破会長の一文がある。「本会(日病薬)は、いうまでもなく日本における病院勤務の薬剤師にとってよきにしろ悪きにしろ、緊急の事態が発生した場合に活動しうる態勢を整えておけばよいので、平時はあまり活動力を有しておりません」ということから設立直後はあまり活動はなかったのかも知れない。

昭和33年

薬事新報の創刊

日本病院薬剤師協会の協力誌として旬刊「薬事新報」が7月5日創刊されることになった。当時の日病薬には自ら機関紙を発行するだけの予算も、またマンパワーも整っていなかった。これを憂慮した薬事新報社の初代社長上野敬一氏は、日本病院薬剤師協会会員および全国病院診療所に勤務する薬剤師約1万2千人を対象として

「薬事新報」を創刊することを発意された。「薬事新報」の編集内容は、病院診療所勤務薬剤師の待遇、身分法に関する問題、行政当局と病診勤務薬剤師間の理解と認識を高めること、社会保険診療報酬問題、病院薬局の法制化、日病薬事業遂行上の諸問題、日病薬執行部から会員に対する報告、提案等まさに日病薬誌としての機能を果たすことを主な目的としていた。昭和40年に日本病院薬剤師会々誌が創刊されるまでの約7年間、この「薬事新報」が日病薬誌の役割を代行していたのである。